子ども未来審議会の 委員を募集します

行田市子ども未来審議会は、市民の皆さんや子ど も・子育でに関係する機関の皆さんが委員として出 席し、児童福祉や子ども・子育て支援に関して調査 審議することを目的に開催するものです。

このたび、行田市子ども未来審議会委員を募集し ますので、ぜひご応募ください。

- ▶応募資格 次の全てに該当する方
 - 市内在住の満20歳以上の方で、平日 の日中に開催する会議(年4回程度) に出席できる方
 - 児童福祉や子ども・子育て支援に関 心をお持ちの方

ただし、次に該当する方は応募できま

- (1) 応募日現在、本市の他の審議会など の委員となっている方
- (2)市職員および市議会議員
- **▶募集人数** 3人
- ▶任 期 委嘱の日から2年
- **▶応募方法** 住所、氏名、年齢、性別、電話番号、 勤務先(または学校名)、本市の児童福 祉や子ども・子育て支援についての考 え(400字程度)を記入した書類(様式自 由)を、7月17日 金(必着)までに持参ま たは郵送により提出してください。

【持参・郵送】〒361-8601 行田市本 丸2-5 行田市子ども未来課

- ▶選考結果 書類選考の上、結果は応募者全員に通 知します。
- ▶問い合わせ 同課子ども未来担当(内線 292)

児童扶養手当および 特別児童扶養手当の現況届・ 所得状況届の提出をお願いします

児童扶養手当および特別児童扶養手当を受給され ている方は、現況届または所得状況届を提出する必 要があります。該当する方には案内の書類を送付し ますので、期間内に必ず提出してください。

- ▶受付期間 【児童扶養手当】8月3日(月)~31日(月) 【特別児童扶養手当】8月12日60~9月
- ▶受付時間 【月~金曜日】午前8時30分~午後5時 15分(祝円を除く)

【日曜日】午前8時30分~正午

- ▶場 所 子ども未来課
- ▶問い合わせ 同課給付担当(内線292)

8月の預かり保育は 学童保育室で行います

夏休み期間を含む8月に、学童保育室の入室を希望 される方は、期限までに申請してください。

- **所** 市内学童保育室(定員に空きのある学童 保育室の入室となるため、学区外にな る場合があります)
- ▶利 用 料 0円~9.000円(所得に応じた階層別利 用料)
- ▶申請方法 子ども未来課で配布している申請書(市 ホームページからダウンロード可) に必 要書類を添付の上、7月20日側までに 同課へ提出してください。

▶注意事項

• 次の利用基準に該当する方が申し込みできます。

利用基準

- ①勤務終了時間が午後3時より遅いこと
- ②勤務日数が月平均15日以上であること
- ③保育が可能な同居(同敷地内)の親族がいな 1,17
- ④自宅における保育が難しいこと(家族の病 気や介護などを含む)
- 申請書類に基づき審査を行い、優先度の高い方 から順に利用を決定します。
- 学童保育室の利用に際しては、保護者による送 迎となります。学区外の学童保育室を利用する 場合の登校日における送迎も同様です。
- 2学期以降も引き続き学童保育室を利用できま すが、原則保護者による送迎となります。
- 例年、夏休み期間に実施している「うきしろのま ち子どもの家事業」は実施しません。
- ▶問い合わせ 同課子ども未来担当(内線 262)

ひとり親家庭等児童養育手当の 現況届の提出をお願いします

ひとり親家庭等児童養育手当を受給されている方 は、現況届を提出する必要があります。該当する方 には案内の書類を送付しますので、期間内に必ず提 出してください。

▶受付期間 8月3日(月)~31日(月)

▶受付時間 【月~金曜日】午前8時30分~午後5時 15分(祝日を除く) 【日曜日】午前8時30分~正午

▶場 所 子ども未来課

▶問い合わせ 同課給付担当(内線292)

後期高齢者歯科健診を 受けましょう

生涯にわたって自分の口で食事や会話を楽しめるよう、 市では後期高齢者向けの歯科健診を実施しています。こ の機会に自身のお口の健康を見直してみませんか。

間 7月1日 (水)~令和3年1月30日(土)

象 後期高齢者医療保険制度に加入している方 (長期入院中の方や施設入所されている方 は対象外)

> ※昭和14年4月2日~昭和15年4月1日 生まれの方および昭和19年4月2日~ 昭和20年4月1日生まれの方には、埼 玉県後期高齢者医療広域連合から歯科健 診の案内が届きます。確認の上、受診し てください。

▶費 用 無料(2回目以降は自己負担)

▶その他 健診の結果、治療が必要と判断された場合 には、別途治療費がかかります。

▶申し込み 直接または電話で保険年金課へ申し込みく ださい。受診を希望される方に、「受診票・ 問診票」を交付します。その後、市内の実 施医療機関に直接申し込みください。実施 医療機関一覧は、受診票・問診票と併せて お渡しします。

▶問い合わせ 同課(内線271・272・227)

行田市地域包括支援センター 運営協議会の委員を募集します

市では、高齢者の総合相談やケアマネジメント(対応 調整)を行う地域包括支援センターを4カ所設置してい ますが、センターの適切な事業運営を図る必要があるこ とから、毎年度運営協議会を開催し、事業計画および事 業報告の検証、評価を行っています。

ついては、皆さんの意見を反映するため、次のとおり 運営協議会の委員を募集します。

▶応募資格 本市に住所を有し、平日昼間の会議に出席 できる方。ただし、すでに本市の審議会の 委員になっている方は応募できません。

▶募集人数 ・介護保険の第1号被保険者(65歳以上の 方)…1人

> • 介護保険の第2号被保険者(40歳以上 64歳以下の方)…1人

▶任 期 2年間

▶応募方法 住所、氏名、年齢、電話番号を記入した書 類(様式自由)を7月31日 (必着)までに 持参または郵送により提出してください。 【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2 一5 行田市高齢者福祉課

▶選考方法 抽選により決定します。

▶問い合わせ 同課地域包括ケア担当(内線 338)

後期高齢者医療制度に 加入している方へ

後期高齢者医療被保険者証が8月1日に更新となる ことから、新しい保険証を7月中にお送りします。

医療機関などの窓口で支払う一部負担金の負担割合 は、市民税の課税所得により1割または3割となります。 このうち負担割合が3割の方(課税所得145万円以 上の被保険者が同一世帯にいる方)で、次に該当する 場合、申請により負担割合が1割となりますので、7 月31日 日 日 31日 日 31

なお、8月以降の申請による負担割合の変更は、申 請した月の翌月1日からの適用となります。

▶申請により負担割合が1割となる場合

【同じ世帯に被保険者が2人以上】

被保険者の令和元年中の収入合計額が520万円未満 【同じ世帯に被保険者が1人で、次のいずれかに該当】 ①被保険者本人の令和元年中の収入額が383万円

②①に該当しない方で、70~74歳の方(後期高齢 者医療制度の被保険者を除く)を含めた世帯の令 和元年中の収入合計額が520万円未満

▶申請に必要なもの

- 後期高齢者医療被保険者証
- 確定申告の写しなど収入が確認できる書類
- ▶問い合わせ 同課医療担当(内線 226 · 227)

水中で楽らく介護予防 アクアフィットネス教室

- 時 8月19日~9月16日の毎週水曜日(全 5回)午後3時20分開始 ※午後3時から受け付け
- 所 行田市民プール
- ▶内 容 膝や腰への負担が少ない水中でウオーキ ングや筋トレなどの体操を行う。
- **象** 次の条件を全て満たしている方 ①おおむね65歳以上で、市内在住の方 ②医師などから運動制限を受けていない
 - ③本事業に一度も参加したことがない方 ※参加したことがある方でも、一度も 参加したことがない方を紹介した場 合は参加可。
- ▶定 員 20人(先着順)
- ▶参加費 無料※ロッカー利用料1回50円
- ▶その他 安全に運営するため、体調面の理由など により参加をお断りする場合あり。
- ▶申し込み・問い合わせ 8月5日
 別までに直接高齢 者福祉課地域包括ケア担当(内線278)

13 2020.7 市報 ぎょうだ 12